

No.	質問項目	質問内容	回答内容
1	市の職員とのやり取りに関する注意点	※市からの補足	<p>〔日本国憲法〕第15条第2項には、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と定められており、また、〔入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律〕第8条には、「職員が、（中略）入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。」と定められていることから、市の職員は、特定の事業者が有利または不利になるように取り計らうことはできません。</p> <p>よって、事業者が一定の影響を持つ第三者（公職にある者を含む。）のあつせんにより、市の職員に対して、本事業に関して自らが有利となるように不当に働きかけた場合には、市は、当該事業者が本事業に関して行う提案、要望等の一切をいかなる形においても受け付けません。</p>
2	市の職員とのやり取りに関する注意点	※市からの補足	<p>市の職員における業務生産性の向上を図るため、事業者が威圧的な言動、その他〔事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針〕（令和8年厚生労働省告示第51号）の定義による「その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えた」言動に該当する行為を市の職員に対して行ったときには、当該市の職員は、当該事業者との対面、電話、メール等によるやり取りをその場で一時的に中断した上で、事案の内容や対応経緯を記録し、カスタマーハラスメント抑制のための事例分析などに活用する場合があります。</p>
3	サウンディング調査への参加	※市からの補足	<p>サウンディング調査において、参加申込書に記載した事業者に属する者であれば、オンラインでの参加も可能とします。</p> <p>なお、オンラインでの参加のために持ち込むことができる端末等は1台まで、オンラインでの上限参加者数は（現地での上限参加者数4人とは別に）2人までとします。</p> <p>ただし、前述の端末等の使用許可は、撮影その他これに類する行為に関する許可と解してはなりません。</p>
4	公開資料の修正	※市からの補足	参考4〔施設概要一覧〕No.2,8,15を朱書きにて修正しました。

No.	質問項目	質問内容	回答内容
5	業務内容	<p>本業務における受託者の包括管理責任の範囲についてご教示ください。例えば各施設で発生した突発的な設備不具合や事故対応において一時対応・原因調査・修繕手配・報告義務のうちどこまでを受託者責任として想定されているかご教示ください。</p>	<p>受託者が履行すべき債務（本業務における受託者の包括管理責任の範囲）は、参考2〔宜野湾市公共施設等包括管理業務委託仕様書（案）〕（以下「仕様書（案）」といいます。）に定めのあるとおりであり、それに定めのない事項については、基本的に協議の上で定めることを想定しています。</p> <p>なお、「各施設で発生した突発的な設備不具合や事故対応において一時対応・原因調査・修繕手配・報告義務のうちどこまでを受託者責任として想定されているか」については、仕様書（案）第5章3のとおりを想定しています。</p>
6	業務体制	<p>業務体制について常駐配置が必要な職種、人数、勤務時間帯の想定がございましたらご教示ください。また地元事業者との連携体制や再委託先管理体制について市として重視する評価ポイントがあれば併せてご教示ください。</p>	<p>業務体制に関しては、仕様書（案）第2章1のとおりを最低条件として考えており、より具体的な業務体制については、優先交渉権者（公募型プロポーザル選定で1位となった事業者）の提案内容を基に、優先交渉権者との協議により定めることを想定しています。</p> <p>（ただし、統括責任者等の勤務時間帯は、市役所の基本的な開庁時間である8：30～17：15全体を含む時間とする方が、連絡の取りやすさからも望ましいと考えられます。）</p> <p>また、「地元事業者との連携体制や再委託先管理体制」について市として求める水準は、基本的に仕様書（案）第2章2のとおりを想定していますが、「市内業者を優先的に活用しながらも、適正な受注額かつ適正な品質で再受託することができる業者を選定し、バランスのよい管理を行う」ことができるかどうかは、市として重視するポイントのひとつとなっています。</p>
7	業務体制	<p>緊急対応業務に関して夜間・休日を含む24時間対応体制が求められる場合、対応範囲及び到着目安時間の基準をご教示ください。また自然災害時や台風時の対応方針についても想定があればご教示ください。</p>	<p>緊急対応の範囲は、仕様書（案）第2章1（3）イのとおり、基本的に「施設に関する不具合」（例えば、漏水、受変電設備の故障、消防設備の誤作動など）を想定しております。（ただし、警備業務では、必ずしも施設の不具合とは言えない防犯的な緊急対応も仕様書に含める可能性があります。）</p> <p>また、「自然災害時や台風時の対応方針」に関しては、仕様書（案）第5章6のとおりを想定していますが、事前により詳細な対応方針を定める必要がある場合には、優先交渉権者との協議により定めることを考えています。</p>

No.	質問項目	質問内容	回答内容
8	修繕等業務	修繕費用負担の区分について受託者負担となる軽微修繕の上限金額や判断基準をご教示ください。また部材価格高騰による費用増加が生じた場合の契約変更や協議の可能性について市のお考えをご教示ください。	「受託者負担となる軽微修繕の上限金額や判断基準」について、明確な基準を定めることは想定しておりませんが、必要がある場合には優先交渉権者との協議により定めることを想定しています。また、「部材価格高騰による費用増加が生じた場合の契約変更や協議」には、市の財政状況や修繕等が必要な箇所の優先度を考慮した上で応じることを想定しています。なお、修繕等業務は修繕等の実績に応じた金額のみを支払い、過不足があれば増減額変更契約を行う形態を想定しているため、資材費高騰などによる再委託金額の上昇分を受託者にてそのまま負担するという形は想定していません。
9	提案サービス	本業務において使用する管理システム・報告システムについて既存システムの利用を想定しているのか、受託者提案による導入を想定されているのかご教示ください。	システムの活用は、仕様書（案）において義務付けられているものでありませんが、仮に活用する場合には、受託者が提案したシステムを活用することを想定しています。ただし、既存のシステムの活用、連携、統合などの提案も、運用上の利便性やセキュリティ、費用対効果、契約上の制約などの課題が解決できるのであれば、採用する可能性もあります。
10	その他	一般的に業者が入札に参加する場合、過去に同等規模の実績があるか要求される場合があるが、宜野湾市公共施設等包括管理業務委託において選定業者から業務委託された案件の場合は実績として入札参加資格要件にカウントされるのかご教示ください。	一般的な解釈は自治体によっても異なるため、宜野湾市が行う入札に係る解釈を回答いたします。入札参加資格の要件として実績が求められている場合、この「実績」とは、特段の定めがある場合を除き、政府機関や地方自治体だけでなく、民間事業者から受託した実績も含まれます。よって、宜野湾市公共施設等包括管理業務委託の受託者から再受託した実績も、特段の定めがある場合を除き、入札参加資格の要件としての実績としてみなされます。なお、より詳細な内容については、契約検査課までお問い合わせをお願いします。